

愛媛県地域猫活動ガイドライン

～人と動物が幸せに暮らせる愛媛県を目指して～



平成 28 年 3 月

愛媛県

もくじ

1. はじめに	1
2. 地域猫について	2
1) 地域猫活動とは?	2
2) 地域猫活動を実施するにあたって	2
3) 地域猫活動で期待できる効果	2
4) 地域猫活動のそれぞれの役割	3
3. 地域猫活動のすすめ方	4
①活動グループの結成	5
②地域の合意	5
③地域の実態の把握	5
④ルール作り	6
⑤餌やり	6
⑥ ^{はいせつ} 排泄場所	6
⑦不妊去勢手術の実施	7
⑧猫の譲渡	8
⑨新たな捨て猫の防止	8
4. 地域猫活動取組事例	9
5. お問い合わせ	11

1. はじめに

猫に関する苦情は、飼い主のいない猫（野良猫）やそと猫（所有者がおり、室内飼養ではない猫）による糞尿・鳴き声・ゴミや庭を荒らされる・敷地内での出産等が多くを占めています。

そと猫については、飼い主への室内飼養や繁殖制限の啓発等により改善が期待できますが、飼い主のいない猫については、飼養に伴う責任の所在が曖昧であるため根本的な解決が難しく、今までは猫に困っている方の自衛による敷地内への侵入防止措置や、不適切な給餌への行政指導等、排除を前提とした対策が中心でした。

しかし、その場から排除するだけでは、排除しきれなかった猫や、新たな不適切給餌者の出現等により、いずれ元の状態に戻るばかりか、それらの猫がこ猫を産み、さらに数が増える場合もあり、根本的な解決には至らないことが多いのが現実です。また、愛媛県動物愛護センター及び松山市保健所に収容される猫の多くはこのようなこ猫たちが占めており、そのほとんどが殺処分され、なかなかその数が減少しない現状があります。

そこで近年、飼い主のいない猫に関する問題の解決策として、飼い主のいない猫を地域から排除するのではなく、「地域の環境問題」としてとらえ、地域住民が中心となり、行政・動物愛護団体等と連携して管理をする、「地域猫活動」が注目されています。



2. 地域猫について

1) 地域猫とは？

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードや糞尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などの地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

（【環境省 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン】より）

猫の区別について

愛媛県では猫の置かれている状況から4つに分類しています。

- うち猫：所有者がおり、室内飼養されている猫
- そと猫：所有者がおり、室内飼養ではない猫
- 地域猫：地域住民により、給餌や繁殖制限等、適正に管理されている猫
- 飼い主のいない猫：明確な所有者がおらず、地域住民による管理もされていない猫



2) 地域猫活動を実施するにあたって

地域猫活動は、「飼い主のいない猫を排除する」のではなく地域環境の一部としてとらえ、地域住民が飼育管理することで、飼い主のいない猫によるトラブルを解決するための試みであることを地域住民が十分理解しなければなりません。

また、地域猫活動と同時に、猫を遺棄することが犯罪であることを周知し、捨て猫の防止を徹底する必要があります。

3) 地域猫活動で期待できる効果

- ① 給餌する場所（以下、餌場）や排泄場所^{はいせつ}を決めて清掃を行うことにより、ゴミ漁りや糞尿等による衛生環境の悪化を改善することができます。
- ② 不妊去勢手術を実施することにより、繁殖による数の増加や臭いの強い尿をふきつけるスプレー行為、発情期の大きな鳴き声等の繁殖行動に起因する問題の軽減が期待できます。

4) 地域猫活動のそれぞれの役割

地域猫活動はあくまで「**地域住民**」が主体となって行う活動です。そこに行政や動物愛護団体等がそれぞれの役割において支援し、互いに連携していく必要があります。

① 地域住民

地域住民が中心となって、必要であれば、地域猫活動のノウハウを持つボランティアや動物愛護団体等の協力を得て、活動を行います。

できるだけ多くの地域住民が関わるようにし、役割分担を明確にして活動します。



② 行政

地域猫活動についての地域住民同士の話し合いの場の設置や、関係団体との連絡調整、適正飼養や繁殖制限に関する技術的アドバイス、および不妊去勢手術費の補助等、様々な方法でその地域に沿った支援を行います。

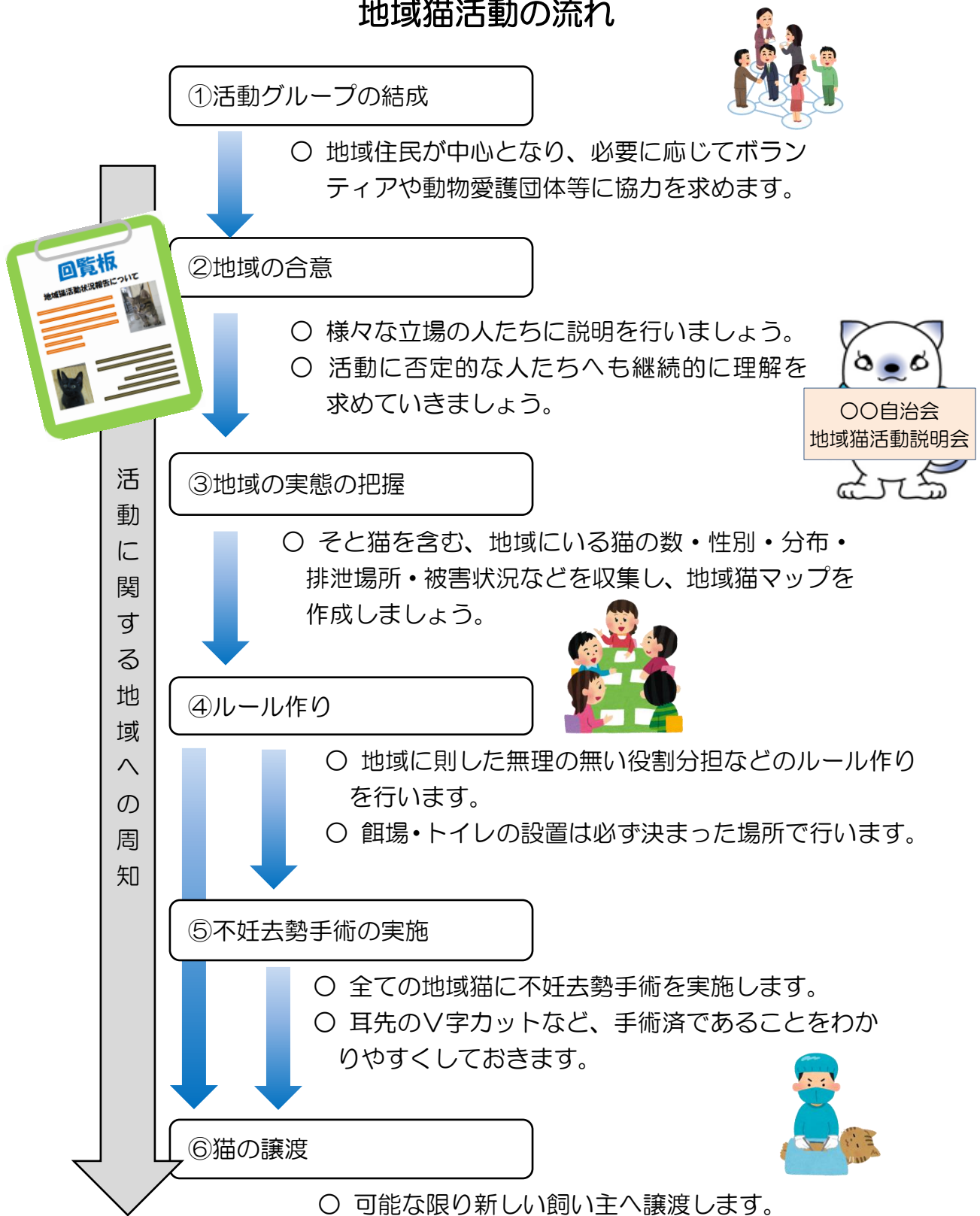


③ 動物愛護団体等

飼養に関する助言や不妊去勢手術を実施するための資金援助、捕獲に関する技術的・機器的な支援や猫の譲渡への協力等、その団体が有するノウハウを活かした活動支援を行います。

3. 地域猫活動のすすめ方

地域猫活動の流れ



① 活動グループの結成

地域猫活動に賛同した地域住民が中心となり、必要に応じ、ノウハウを持つボランティアや動物愛護団体に協力を求めましょう。

また、役割分担等の負担を減らすためにも、できるだけ多くの参加者を募るようにして、代表者を決めておきましょう。

② 地域の合意

地域猫活動は地域住民が主体となるため、地域の理解が必要です。

猫の問題から住民間のトラブルに発展しやすいため、必ず十分な話し合いや説明会を開催してから活動を行うようにしましょう。

話し合いや説明会の際には、活動を行う人、地域の自治会、猫による被害を受けている人、地域猫活動に反対の人等、様々な立場の人たちが参加できるようにしましょう。

行政は住民同士の連絡調整や説明会の場の設置等の支援を行います。

また、必要であれば、行政・動物愛護団体等はアドバイザーとして、説明会等に参加します。



③ 地域の実態の把握

実際に地域猫活動を実施するにあたり、その地域の実態を把握することが重要です。

その地域にいる猫（そと猫含む）の数、分布、餌場、排泄場所^{はいせつ}等を把握し、地域猫マップを作成しましょう。

飼い主のいない猫に餌を与えている人は、その地域の猫に詳しい場合があるので、地域猫活動に参加してもらうことができれば、大きな情報源となります。

また、そと猫については、地域猫と区別するために、室内飼養や所有者明示措置について、飼い主への啓発を行います。



④ ルール作り

地域の実態に適したルール作りが重要ですが、猫の被害を受けている人や猫が苦手な人にも配慮したルール作りを行ってください。

参加者が無理をすることなく活動を継続できるように、役割分担、ローテーション、日程を決めましょう。

また、トラブル・苦情等への対応方針を決めておき、その内容について、今後の活動に役立つ場合があるので、記録しておくようにしましょう。

行政・動物愛護団体等は、必要に応じ動物愛護や地域環境の観点からアドバイスをを行います。



⑤ 餌やり

餌場は決まった場所に設定し、決まった時間に与え、それ以外では絶対に与えないようにしましょう。

餌場を設定する際は私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者または管理者の了承を得てください。

また、餌場は道路沿いなどを避け、なるべく猫が安心して食べられる場所を選びましょう。

餌の量は全部の猫が食べ切れる量にして、食べ終わったことを確認したら、すぐに容器を回収して周囲を清掃して餌場を清潔に保つようにして、置き餌（餌を与えたまま放置すること）は絶対にしないでください。

置き餌をすると、カラスやハエ、ゴキブリ等が寄ってきたり、悪臭の原因となることがあります。

餌に残飯を与えると、排泄物が臭くなったり、人間の食べ物の味を覚えることにより、ゴミを漁ったりする場合がありますため、なるべく市販の猫用フードを与えるようにしましょう。



⑥ 排泄場所

所有者及び管理者の了承を得た場所に猫のトイレを設置して、猫の糞等で臭い付けを行い、そこで排泄をさせるようにして、排泄後は速やかに清掃を行い、常に清潔な環境を維持しましょう。

また、定期的にパトロールを行い、トイレ以外での排泄を確認したら、可能であれば速やかに処理・清掃を実施して、周辺環境の保全に努めましょう。

***周辺環境の保全状況が、地域猫活動が地域に受け入れられる重要な要因となります。**



⑦ 不妊去勢手術の実施

不妊去勢手術を全ての猫に実施すれば、繁殖によって数が増えることはなくなり、地域猫の平均寿命は7～8年と言われているため、徐々にその数を減らすことができます。

また、手術を行うことにより、マーキングや闘争等発情に起因する問題の軽減も期待できます。

手術費用については、寄附・募金・自治会による予算化等の他、フリーマーケット等で集める方法があります。

行政は捕獲のための技術的支援を行います。また、市町によっては不妊去勢手術費用の補助を行っておりますので、お住まいの市町へお問合せください。

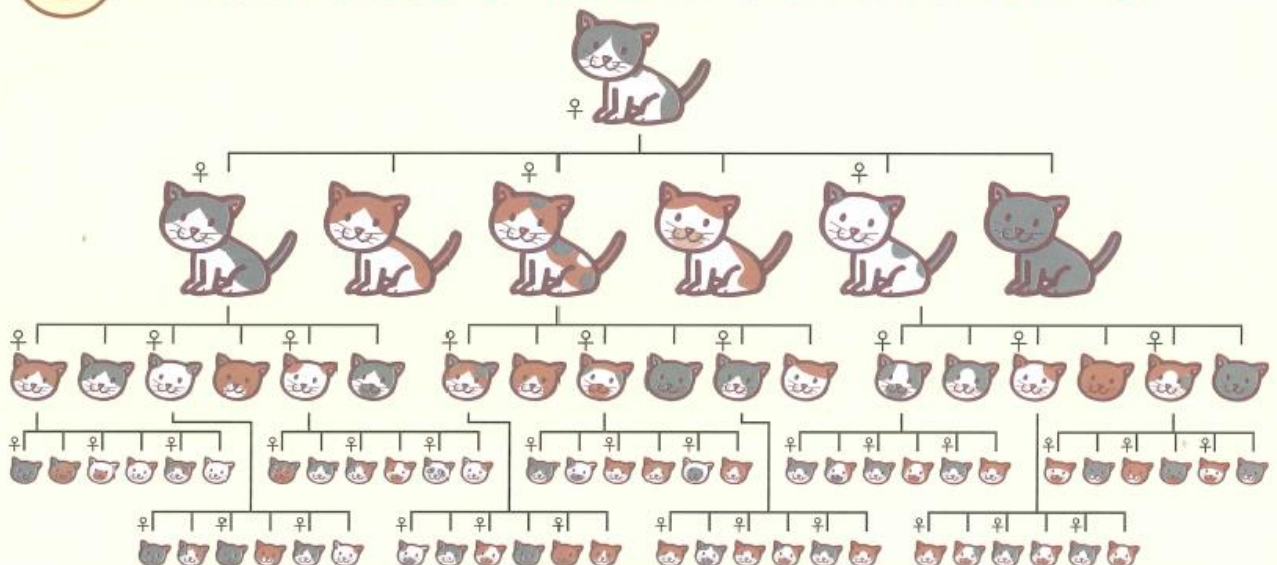
動物愛護団体等は、捕獲のための技術的・機器的支援や手術費用の資金援助、手術を実施する動物病院との調整等、その団体が有するノウハウを活用した援助を行います。



1度の捕獲作業で全ての猫を手術することは困難なので、手術済みであることを明確にするために、耳の先端をV字にカットする等、外見から容易に識別ができるようにしましょう。



不妊・去勢手術をしていなかったら…



ねこはどんどん増えていってしまいます。

⑧ 猫の譲渡

事故やケンカによる外傷、感染症等により、地域猫の平均寿命は短いため、人に馴れている猫がいれば可能な限り、新たな飼い主への譲渡を行うようにしましょう。

譲渡の際は、新しい飼い主に元々地域猫であったことや、室内飼養・終生飼養の徹底等について、十分に説明を行ってください。

行政・動物愛護団体等は、広報等を用いた譲渡に関する周知や、譲渡会の開催等、様々な方法で支援を行います。



⑨ 新たな捨て猫の防止

「地域猫活動を実施している地域に猫を持って来れば管理してくれる」などの理由で猫を捨てにくるケースが考えられます。

これらを防止するためには、パトロールの実施や動物の遺棄は犯罪であることを示した看板を設置し、遺棄する人を見つかり明らかに遺棄されたであろう猫を見つけた場合は、警察に通報するようにしましょう。

*参考：動物の愛護及び管理に関する法律第四十四条第3項

愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。



4. 地域猫活動取組事例

事例 1

近所に野良猫に餌だけを与える人がいるらしく、その周辺を中心に約 30 頭の野良猫がおり、Aさんたちは糞尿被害で困っていたため、自治会に相談しましたが、敷地内への侵入防止など、自衛するしかないと言われました。

そのため役所に相談したところ、地域猫活動の説明を受けたことから、周辺の住民に声を掛け参加者を集め、地域猫活動のノウハウを持つ動物愛護団体の協力を得て、小規模ながら活動を開始しました。

始めに野良猫の状況について調査したところ、野良猫は2つのグループに分かれていることがわかったため、それぞれのグループの活動地域に住む参加者及び賛同者の敷地内に餌場及びトイレを設置しました。

不妊去勢手術費用については、参加者で出し合い、同時に地域住民への活動についての説明の際に、カンパを募りました。

活動と並行して地域住民への周知を行っていたところ、徐々に参加者が増えてきたことから、行政及び動物愛護団体をアドバイザーとして迎え、活動についての住民説明会を数回実施したところ、地域の問題として自治会として活動することになり、手術費用についても自治会から一部支出することになりました。

また、地道な説得により餌やりの人も活動に協力してもらえることになり、今では積極的に餌場及びトイレの管理を行っています。

自治会として活動することにより、餌場及びトイレの数、及び手術費用が増えて活動が進んだことから、開始後5年が経過し、猫の頭数は18頭まで減少しています。

始めは地域住民の協力をなかなか得られないことがありますが、その場合には小規模ながらも「できることから」活動を開始すると同時に、回覧板や説明会により活動についての周知を行い、賛同者を増やしていくことが重要です。

また、参加者に地域猫活動の経験者がいなければ、ノウハウを持つ動物愛護団体などに協力を求めることも、その後の不妊去勢手術・地域住民への説明・里親探しなどを含め、活動をスムーズに進めていくうえで大変有効です。

不妊手術費用が活動の大きな障害になることがあります。

商店などへの募金箱の設置やバザーの開催などで手術費用を賄っている活動団体もあります。

また、関係団体や市町によっては手術費用の全部または一部補助を行っているところもあります。

餌やりの人は猫が馴れている場合があり、その地域の猫事情に詳しいことが多いことから、協力を得ることができれば大きな力になる可能性があります。

地域猫活動の成果が表れるのは年単位の期間が必要です。

そのため、いかに活動を継続させていけるかが重要です。

事例 2

Bさんが住んでいるのは自然豊かで住宅もあまり密集していない地域で、以前から猫による糞尿被害に困っていました。その被害は野良猫だけでなく、ほぼ放置に近い屋外飼養の猫（そと猫）によるものも少なくありませんでした。

また、自然豊かな地域であるためか、遺棄される猫が多く、それらの猫がこ猫を産み、猫の数が多くなる一方でした。

これらの問題について自治会で地域猫活動を行うことになったことから、動物愛護団体の協力を得て活動を開始すると同時に、猫の遺棄を防止するため、パトロールの実施や遺棄防止ポスターの掲示、及びそと猫の飼い主に屋内飼養及び不妊去勢手術の啓発を行いました。

しかし屋内に猫を閉じ込めることや手術に拒否反応を示す住民が少なからずおり、なかなか活動が進みませんでした。

そのため、行政及び動物愛護団体と共に交通事故や怪我、迷子、感染症等のそと猫のリスク及び無計画な繁殖により生まれる不幸な命について時間をかけて説明したところ、徐々にではありますが、屋内飼養や不妊去勢手術を実施する住民が増え、そと猫についても、ルールに基づいて飼い主が管理するようになってきました。

活動開始から3年が経過しましたが、地域猫活動による地域環境の改善や遺棄防止策の徹底及び無責任な飼養の減少により、新たに遺棄される猫はほぼなくなりました。

猫について、「餌だけ与えて後は自由」という考えを持っている人もおり、屋内飼養や繁殖制限などの適正飼養について、なかなか理解を得られない場合があります。

不妊去勢手術について、繁殖という生物本来の行動や健康な体に処置を行うことから強い拒否反応を示す場合があります。

地域猫活動には野良猫だけではなく、そと猫への対処も重要なことから、事故や感染症等の屋外飼養のリスクについて、また、不妊去勢手術については繁殖期の問題行動の軽減や生殖器系の病気予防などのメリットについて根気よく説明し、理解を得られるようにしてください。

いくら不妊去勢手術を実施して繁殖による増加を抑えても、遺棄される猫を無くさなければ数は減りません。猫の遺棄・虐待は犯罪なので見かけたら即警察に通報するなど、厳格に対応するようにしましょう。

5. お問い合わせ

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	089 (912) 2390
愛媛県動物愛護センター	089 (977) 9200
松山市保健所生活衛生課	089 (911) 1862
四国中央保健所衛生環境課	0896 (23) 3360 (代)
西条保健所生活衛生課	0897 (56) 1300 (代)
今治保健所生活衛生課	0898 (23) 2500 (代)
中予保健所生活衛生課	089 (941) 1111 (代)
八幡浜保健所生活衛生課	0894 (22) 4111 (代)
宇和島保健所生活衛生課	0895 (22) 5211 (代)

